

福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領

(最終改正 令和 7 年 6 月 6 日)

第 1 (目的)

この要領は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）の規定に基づく特定事業場のうち、1 日当たりの平均排水量 50 立方メートル未満の特定事業場（以下「小規模事業場」という。）について、排水の水質改善につき適正な指導を行うために必要な事項を定めるもので、もって公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

第 2 (指導対象事業場)

環境部及び保健福祉環境事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）において、重点的に指導する小規模事業場は、1 日当たりの平均排水量 30 立方メートル以上 50 立方メートル未満の事業場及び 1 日当たりの平均排水量 30 立方メートル未満の事業場であっても特に負荷が多いと認められる事業場（以下「指導対象事業場」という。）とする。

第 3 (事業者への啓発)

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者に対して、この要領の円滑な推進を図るため、当該事業場が第 5 に定める指導基準を遵守することはもとより、進んで公共用水域の水質保全に努めるよう啓発するものとする。

第 4 (指導)

- 1 保健福祉環境事務所等は、他の県関係機関と緊密な連携をとり、必要に応じ関係市町村長の協力を得て、指導対象事業場の届出者に対し、水質改善対策の実施について適切な指導及び助言を行うものとする。
- 2 前項の具体的な指導及び助言は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - 1) 作業工程の合理化等による汚濁負荷量の削減に係る技術的助言
 - 2) 汚水等の処理の方法に係る技術的助言
 - 3) 汚水等処理施設の適正管理に係る技術的指導
 - 4) 排水等の水質測定に係る技術的指導
 - 5) 汚水等処理施設の設置等公害防止施設整備に関する各種制度資金のあっ旋等に係る助言
 - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項に係る指導及び助言

第 5 (指導基準)

- 1 第 4 に定める指導及び助言の目標とする排水の水質の基準（以下「指導基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。
- 2 保健福祉環境事務所等は、排水先公共用水域の水質に与える影響、汚水等処理技術の開発状況その他の社会的条件及び自然的条件等を勘案し、前項の指導基準による指導が適切でないと判断される場合には、必要に応じて前項の指導基準にかえて適用する特別の指導基準を定め得るものとする。

第 6 (立入調査等)

- 1 保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場に立ち入り、排水の性状等について調査を行うものとする。
- 2 前項の具体的調査事項は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - 1) 特定施設の使用状況
 - 2) 汚水等処理施設の管理及び運転状況
 - 3) 用排水の系統に関する状況
 - 4) 排水等の汚染状態及び量
 - 5) 排水口付近の公共用水域の状況
 - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項

第7 (行政措置)

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者が、当該事業場の排水口において、指導基準に適合しない排水水を継続して排出する場合、若しくは排出するおそれがあると認められる場合には、その者に対して、汚水等の処理の方法の改善等の水質改善対策を講ずるよう指導、勧告を行うものとする。

別表 (第5関係)

指導基準

項 目		基 準 値	適 用
水素イオン濃度 (pH)		5.8以上8.6以下	海域に排出されるものについては5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 mg/1以下 (日間平均120 mg/1以下)	海域及び湖沼以外に排出されるものに適用
化学的酸素要求量 (COD)		160 mg/1以下 (日間平均120 mg/1以下)	海域及び湖沼並びに瀬戸内海水域に排出されるものに適用
浮遊物質量 (SS)		200 mg/1以下 (日間平均150mg/1以下)	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (n-Hex)	動植物油脂類 含有量	30mg/1以下	
	鉱油類含有量	5mg/1以下	
大腸菌数		日間平均800 CFU※/mL以下	

※CFU：コロニー形成単位